

「所得税法第 56 条の廃止」を求める意見書

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、家族従業者の働き分（自家労賃）を、所得税法第 56 条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いが必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認められていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者 86 万円、配偶者以外の家族 50 万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していません。このことによって社会保障や行政手続きなどの面で弊害が生じています。

青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第 57 条は、税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方によって納税者を差別するものです。平成 26 年 1 月に、すべての中小業者に記帳が義務化されており、所得税法第 57 条による差別は認められません。

家族の人権を認めない所得税法第 56 条は廃止すべきと、全国でおよそ 400 自治体が国に意見書を上げています。また、国連の女性差別撤廃委員会からも「所得税法第 56 条は女性に不利益を与えるのではないかと異議が出されました。ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価し、その働き分を必要経費に認めています。政府は 56 条廃止に向けた検討を始めていると答弁していますが、いまだに実現していません。家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第 56 条を廃止すべきです。この立場から下記の事項について地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

記

1. 所得税法第 56 条を廃止すること

以上

平成 27 年 9 月 16 日

福島県国見町議会議長 東 海 林 一 樹

(宛先) 内閣総理大臣、財務大臣